

令和 7 年度
静岡県薬物乱用対策推進方針

薬物乱用は



静岡県薬物乱用対策推進本部

令和 7 年 5 月策定

表紙は、令和7年度薬物乱用防止リーフレット制作 優秀作品

学校法人静岡理工科大学静岡デザイン専門学校 駒形 美有季さん の作品

目 次

I	基本的な考え方	1
II	薬物情勢	4
III	薬物乱用対策推進方針	5
	方針の柱1 広報及び啓発活動の推進	5
	（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進	
	（2）地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進	
	（3）大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進	
	方針の柱2 取締り及び監視指導の徹底	10
	（1）薬物事犯の取締りの徹底	
	（2）危険ドラッグ対策の徹底	
	（3）医薬品等取扱施設への監視指導の徹底	
	方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底	12
	（1）薬物依存者及びその家族への支援の充実	
	（2）相談体制の充実強化	
	（3）適切な医療保護対策の実施	
IV	参考（薬物情勢）	14
	1 薬物乱用の状況	14
	2 覚醒剤乱用の状況	15
	3 大麻乱用の状況	19
	4 危険ドラッグ乱用の状況	21
	5 MDMA等錠剤型合成麻薬乱用の状況	22
	6 シンナー等有機溶剤乱用の状況	23
	7 静岡県における薬物相談の状況	24
V	資料	26
	第六次薬物乱用防止五か年戦略の概要	26
	「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要	27
	静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱	30

I 基本的な考え方

1 方針の趣旨

静岡県内における薬物情勢は、覚醒剤等の薬物事犯の検挙者数が減少傾向を示しているものの、依然として高い水準で推移し、厳しい状況にある。

令和6年の薬物事犯の検挙者数は349人で、そのうち、大麻事犯の検挙者数が165人と薬物事犯全体の約半数を占め、令和4年から3年連続で覚醒剤事犯検挙者数を上回った。また、大麻事犯全体の検挙者の7割以上が10代・20代の青少年であり、「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える極めて憂慮すべき状況にある。

この背景には、SNSの普及等により、違法薬物に関する様々な情報へのアクセスが容易となり、「依存性が低い」「身体への悪影響はない」といった大麻に関する誤った情報が氾濫していること、若年層が大麻を入手しやすい環境にあること、また、一部の国や州における大麻の合法化について、その合法化された背景、合法化の範囲や使用に係る制限などの正確な情報が伝わっていないことなどが要因と考えられている。

そのような中、国内においては令和6年12月に施行された改正法により大麻の「施用」が明確に禁止され、罰則が適用される等、大麻を取り巻く環境が大きく変わり、取締りが強化されているところである。

一方で、近年、若年層を中心に、風邪薬や咳止め等の市販薬の過量服薬（いわゆるオーバードーズ）の広がりも懸念されている。

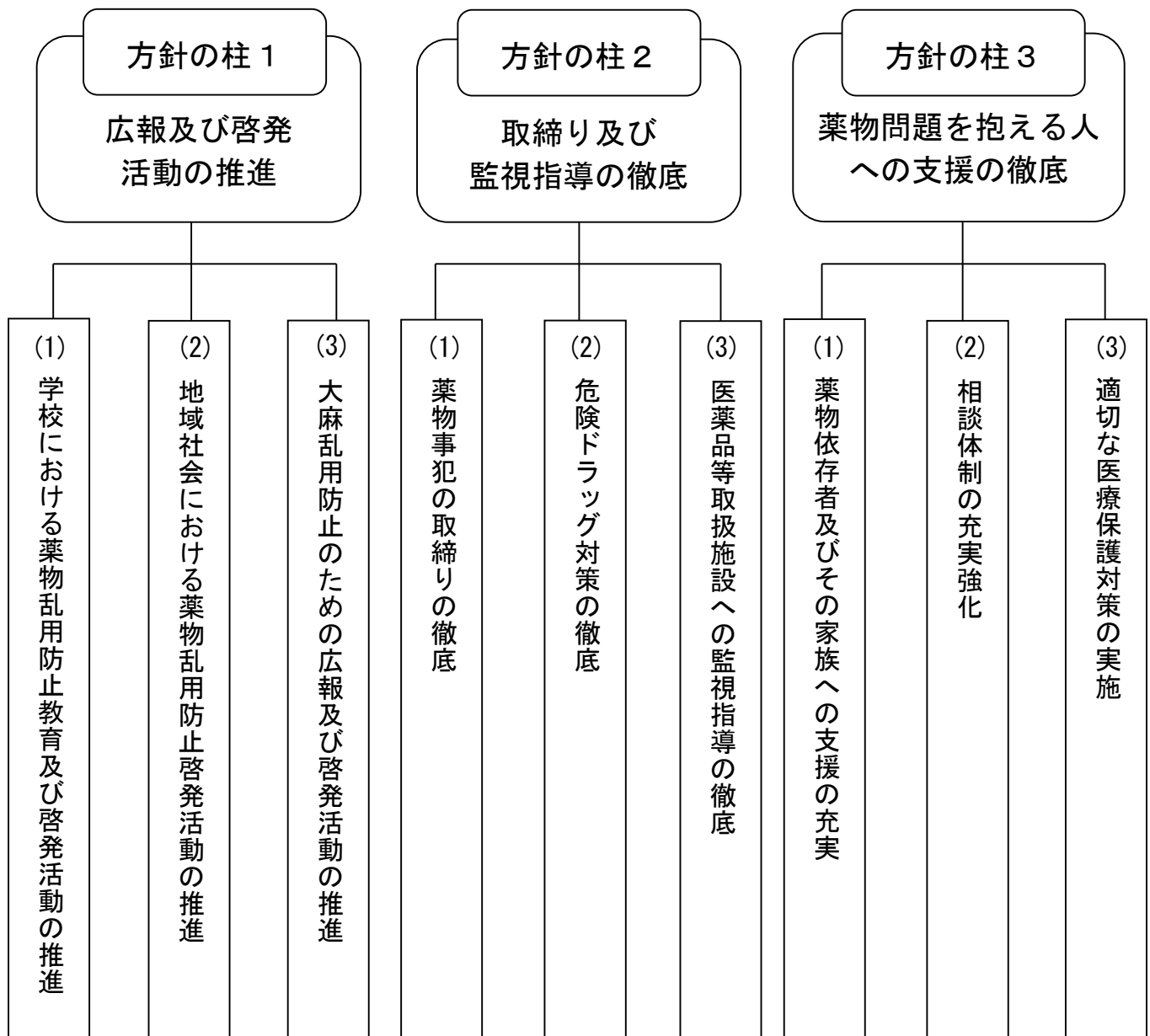
このような状況を踏まえて、令和5年8月に国が策定した第六次薬物乱用防止五か年戦略との整合を図りつつ、本県の実情に応じた今年度の薬物乱用防止に関する基本的な方針を定めるものである。

県民の安全・安心な生活を守るため、静岡県薬物乱用対策推進本部の下、関係機関が連携し、総合的に本県の薬物乱用対策を推進する。

2 方針の構成

本方針では、「広報及び啓発活動の推進」、「取締り及び監視指導の徹底」及び「薬物問題を抱える人への支援の徹底」を3つの柱に掲げ、その柱の下に、9つの取組の方向と63の具体的な取組を設定している。

静岡県薬物乱用対策推進方針



3 実施機関

企画部	総合教育課
総務部	広聴広報課
くらし・環境部	県民生活局県民生活課
	県民生活局くらし交通安全課
健康福祉部	福祉長寿局地域福祉課
	こども若者局私学振興課
	障害者支援局障害福祉課
	生活衛生局薬事課
経済産業部	就業支援局産業人材課
	就業支援局職業能力開発課
	農業局農業ビジネス課
	水産・海洋局水産振興課
教育委員会	健康体育課
	社会教育課
警察本部	生活安全部人身安全少年課
	刑事部組織犯罪対策局薬物銃器国際捜査課
厚生労働省	
東海北陸厚生局麻薬取締部	捜査第二課

Ⅱ 薬物情勢

1 令和6年における全国の薬物情勢

- 薬物事犯の検挙者数は、近年横ばいが続く中、13,462人（前年比+132人）と増加した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、6,124人（前年比+210人）と前年より増加し、押収量も1409.0kg（前年比+66.1kg）と前年より増加した。また、再犯者率も66.6%（前年比+0.4%）と前年より増加した。
- 大麻事犯の検挙者数は、6,078人（前年比-404人）と過去最多となった前年より減少した。また、検挙者のうち、10代・20代の青少年が占める割合は73.7%（前年比+0.2%）と8年連続で増加した。押収量は、乾燥大麻が318.0kg（前年比-466.5kg）、大麻草が5,877本（前年比-3,435本）、大麻濃縮物が67.6kg（前年比+31.9kg）となっている。
- 危険ドラッグの検挙者数は、657人（前年比+233人）と前年より増加した。このうち、指定薬物に係る検挙者数が398人（前年比+78人）、麻薬取締法違反による検挙者数が259人（前年比+155人）とそれぞれ増加している。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、MDMA等合成麻薬の検挙者数は、247人（前年比+10人）と前年より増加し、押収量も226,119錠（前年比+56,677錠）と前年より増加した。

2 令和6年における静岡県の実情

- 全国における薬物事犯の検挙者数が増加したのに対し、静岡県の実情は、349人（前年比-50人）と前年より減少した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、144人（前年比-36人）と前年より減少し、押収量も57g（前年比-70g）と前年より減少した。また、再犯者率も67.4%（前年比-4.3%）と前年より減少したが、近年横ばいが続いている。
- 大麻事犯の検挙者数は、165人（前年比-32人）と前年より減少したものの、令和4年から3年連続で覚醒剤の検挙者数を上回った。また、検挙者のうち、10代・20代の青少年が占める割合は76.4%（前年比+4.8%）と全体に占める青少年の割合が年々増加しており、青少年における大麻の乱用拡大が危惧される。押収量は、乾燥大麻が8,348g（前年比+2,711g）、大麻草が301本（前年比+126本）、大麻濃縮物が291.2g（前年比-707.2g）となっている。
- 危険ドラッグの検挙者数は、8人（前年比+4人）と前年より増加した。これは全国的にも同じ傾向が見られた。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、MDMA等錠剤型合成麻薬の検挙者数は、22人（前年比+18人）と前年より大幅に増加し、押収量も6,698錠（前年比+6,680錠）と前年より大幅に増加した。県内における検挙者数は年によって大きく変動している。

Ⅲ 薬物乱用対策推進方針

方針の柱 1 広報及び啓発活動の推進

<取組の方向>

- (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進
- (2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進
- (3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

新規 ○ 小学校、中学校及び高等学校において、薬学講座を引き続き全校で開催するとともに、そのテキストに「薬物の誘いへの対処法（SNS編）」を追加する。

【私学振興課、健康体育課、人身安全少年課、薬物銃器国際捜査課、薬事課】

重点 ○ 小学校、中学校、高等学校、工科短期大学校等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示、リーフレットの配布、薬物乱用防止講習会動画の発信、学生便覧への掲載等による啓発活動を行う。

【総合教育課、私学振興課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課、健康体育課】

重点 ○ 大学及び専修学校等において、新入生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催する。

【人身安全少年課、薬物銃器国際捜査課、薬事課】

重点 ○ 新入生ガイダンス、校内生活適応訓練、長期休暇前の生活指導、若年者訓練、離転職者訓練、消費生活出前講座等を通じて、薬物乱用の危険性や有害性の指導を行うとともに、保護者会、父母会を通じて、家庭での生活指導への協力を求める。

【総合教育課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課】

重点 ○ 校内、寮内等における生活指導により、学生の薬物乱用の未然防止に努める。

【職業能力開発課、水産振興課】

- 薬物乱用防止教室等に麻薬取締部職員を講師として派遣し、薬物乱用の危険性を訴える啓発活動を行う。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 新規採用養護教員研修会において、学校薬剤師による薬物乱用防止教育に係る講義や演習を通じて、情報交換を行う。 【健康体育課】
- 県内の高等学校が組織する生徒指導地区研究協議会において、薬物乱用防止教育を含む問題行動について情報交換を行うとともに、学校における薬物乱用防止に係る指導の充実を図る。 【私学振興課】
- 薬物を含む有害環境から青少年を守るため、小学生及び中学生の保護者を対象に、フィルタリング利用率の向上や家庭内におけるネットルール作りを推進する。 【社会教育課】
- 効果的な薬物乱用防止教育を推進するため、各保健所における薬物標本、啓発用パネル、啓発用DVD等の啓発資材の充実を図る。 【薬事課】

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- 重点** ○ 静岡県青少年の非行・被害防止強調月間（7月）における市町と連携した啓発活動や、子供・若者育成支援強調月間（11月）における大会やキャンペーンを通じての薬物乱用防止に関するリーフレットの配布を行う。 【社会教育課】
- 重点** ○ 市町と連携した青少年を取り巻く有害環境の実態把握や携帯電話販売店等に対する立入調査により静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の適正な履行状況の確認を行う。 【社会教育課】
- 重点** ○ 薬物の乱用による弊害を広く一般に啓発するため、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会の開催や薬物乱用防止啓発講演を実施する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 重点** ○ 薬物乱用を身近な社会問題と捉え、薬物乱用を拒絶する県民意識の形成を図るため、国との共催により麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会を開催する。 【薬事課】

- 広報紙「県民だより」、広報紙「防犯まちづくりニュース」、ラジオ、SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook、YouTube等）、ホームページ、デジタルサイネージ等の媒体を活用した薬物乱用防止に関する効果的な広報活動を行う。
【広聴広報課、くらし交通安全課、人身安全少年課、
薬物銃器国際捜査課、薬事課】
- 地域の青少年声掛け運動推進研修会や新任立入調査員研修会において、薬物乱用防止を含む青少年の非行防止を推進するため、市町担当者等を対象に薬物乱用防止の意識の向上を図る。
【社会教育課】
- 再犯防止啓発月間（7月）や「犯罪不安ゼロ運動」推進キャンペーン（10月）において、市町と連携し、薬物乱用防止を含む防犯まちづくり推進のための啓発活動を行う。
【くらし交通安全課】
- 静岡県再犯防止推進協議会や再犯防止推進のための担当者研修会などを通じて、薬物乱用に係る再犯状況の情報交換・情報共有を図り、関係者の再犯防止に向けた連携を強化する。
【くらし交通安全課】
- 薬物乱用防止活動に協力する事業所と連携し、事業者の自主的な取組（ケーブルテレビ事業者によるテロップ配信等）により、地域・職域における薬物乱用防止の意識向上を図る。
【薬事課】
- 薬物乱用防止活動で連携している企業、団体等の新入社員等を対象とした講習会を開催する。
【薬事課】
- 薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、指導員による地域での啓発活動の推進を図るとともに、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動静岡大会において、薬物乱用防止活動が顕著であると認められる指導員を薬物乱用防止功労者として表彰する。
【薬事課】
- 労政会館や技術専門校等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示や、リーフレットの配架を行い、施設を利用する県民への啓発活動を行う。
【産業人材課、職業能力開発課】

- 報道機関等の協力を得て、薬物乱用の危険性や有害性を積極的に県民に情報発信する。【薬事課】

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6～7月）及び麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10～11月）の実施期間において、薬物乱用防止指導員及び関係団体の協力を得て、街頭キャンペーンを中心とした啓発活動を実施する。【職業能力開発課、薬事課】

- 包括連携協定を活用し、コンビニエンスストア等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示やリーフレットの配架等を行う。【薬事課】

- マスコットキャラクターによる薬物乱用防止を訴えるマーキングを施した公用車を活用した啓発活動を行う。【薬事課】

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- 重点** ○ 学生との協働により、大麻の危険性や有害性を若年層に分かりやすく伝えるための啓発動画を制作し、YouTube等のWEB動画広告を活用して、県内の若者（10代・20代）をターゲットに啓発動画を個々の端末に直接発信する。【薬事課】

- 重点** ○ 勤労青少年ホーム、技術専門校、保健所等において、大麻乱用防止のためのポスターの掲示や、リーフレットの配架等を活用した10代・20代の青少年に対する啓発活動を行う。【産業人材課、職業能力開発課、薬事課】

- ラジオ、SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook、YouTube等）、ホームページ、繁華街や主要な駅に設置されたデジタルサイネージ等の広報媒体を活用して、大麻の危険性や有害性を訴える効果的な広報活動を行う。【広聴広報課、人身安全少年課、薬事課】

- 県高等学校体育連盟主催大会において、生徒等に対し、大麻乱用防止啓発動画を放映する。【健康体育課】

- 6月及び7月を「薬物乱用防止広報強化月間」に指定し、大麻乱用防止のためのリーフレット、警察署広報紙、交番等のミニ広報紙の配布等を行う。【薬物銃器国際捜査課】

- 静岡県宅地建物取引業協会と連携して、一人暮らしを始める若者を中心に、大麻を含む薬物乱用防止リーフレットを配布し、大麻の危険性や有害性の正しい知識の周知を図る。【薬事課】

- 若年層への薬物乱用防止教育の更なる充実を図るため、薬学講座や薬物乱用防止講習会の講師を対象に、大麻に係る最新情報等を盛り込んだスキルアップ研修会を開催する。【薬事課】

- 若年層に対して効果的な大麻乱用防止に関する広報を行うため、学生との意見交換会を開催する。【薬事課】

方針の柱２ 取締り及び監視指導の徹底

＜取組の方向＞

- (1) 薬物事犯の取締りの徹底
- (2) 危険ドラッグ対策の徹底
- (3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- 重点** ○ 組織的な薬物密輸入・密売事犯、大麻等の薬物事犯、指定薬物販売事犯、薬物乱用者、インターネット通信等を利用した薬物密売事犯、正規流通麻薬事犯等に対し徹底した取締りを行う。

【薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 重点** ○ 薬物犯罪を取り締まる国及び地方自治体の取締関係機関で構成される麻薬取締協議会において、薬物供給の削減を目的とした薬物取締対策についての関係機関との情報交換等を行う。

【東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 重点** ○ 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、市町と連携した青少年を取り巻く社会環境の実態調査、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施し、有害環境の実態の把握や違反店舗の是正を行う。

【社会教育課】

- 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、青少年の麻薬、覚醒剤又は大麻を使用する行為に係る場所の提供及び周旋を規制する。

【社会教育課】

- 繁華街や少年のい集場所等に対する街頭補導活動を通じて、薬物乱用少年の早期発見、立ち直り支援等を推進する。

【人身安全少年課】

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- 重点** ○ 危険ドラッグ販売店等に対する取締りとして県下合法大麻店を標ぼうする店舗に対し、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく監視と徹底的な取締りを行う。

【薬物銃器国際捜査課、薬事課】

○ 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定等を行い、県民への情報提供を行う。【薬事課】

○ 危険ドラッグの疑いがあるものについて、買上検査による成分分析を実施し、必要に応じて県民への情報提供を行う。【薬事課】

○ 不動産業界、運輸業界、コンビニエンスストア業界との危険ドラッグに係る協定等に基づき、危険ドラッグ販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等において連携を図る。【薬事課】

(3) 医薬品等取扱施設への監視指導の徹底

新規 ○ 大麻草採取栽培者免許を取得しようとする者に対して、関係機関が連携し、相談段階から法令等に基づく厳正な審査・指導を行う。

【薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

新規 ○ 薬局や店舗販売業者に対して、オーバードーズの要因となる頻回購入等の不審な動向を認めた場合は、警察へ通報するなど、関係機関と連携して不適正な入手の防止を図るよう指導を行う。【人身安全少年課、薬事課】

重点 ○ 麻薬等取扱施設に対する立入検査を実施し、麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流しの防止のための指導・監督を行う。

【東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

重点 ○ 薬局や店舗販売業者に対する立入検査の際に、乱用につながるおそれのある成分を含有する市販薬の大量購入や盗難を防止する対応が徹底されるよう指導を行う。【薬事課】

方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底

<取組の方向>

- (1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実
- (2) 相談体制の充実強化
- (3) 適切な医療保護対策の実施

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- 重点** ○ 薬物乱用者やその家族からの相談を受ける職員の知識や資質の向上、地域全体の薬物乱用防止に関する意識及び知識の向上を図るため、一般公開で再乱用防止対策講習会を開催する。【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 重点** ○ 依存からの回復支援、相談業務等、薬物の需要削減対策についての連携強化を図るため、薬物中毒対策連絡会議を開催する。【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 重点** ○ 薬物事犯で保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用経験者及びその家族に対し、精神保健福祉士、公認心理士による面接を通じた助言や指導等の支援を行う。【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 重点** ○ 精神保健福祉センターにおいて、薬物を含む依存者に対し、物質使用障害治療プログラムを使用し、同じような体験、悩みを持つ人が集まり、依存問題からの回復を目指すためのリカバリーミーティングを開催する。【障害福祉課】
- 重点** ○ 県内の依存症治療拠点機関（聖明病院、服部病院）において、自助グループ（ダルク・NA）と連携し、退院後の薬物依存症者、入院患者、外来患者等による当事者ミーティングを行う。【障害福祉課】
- 重点** ○ 薬物乱用の初犯者及びその家族に対し、勾留期間を利用した再乱用防止のための資料の閲覧や配布を行う。【薬物銃器国際捜査課】
- 民生委員・児童委員の協力の下、関係機関等と連携し、薬物依存者及びその家族の支援に努める。【地域福祉課】

- 保護観察所と連携し、保護観察所の再乱用防止プログラムに精神保健福祉センター職員を派遣するとともに、保護観察期間終了者をリカバリーミーティングにつなげるための当事者面接を行う。【障害福祉課】

- 少年院における薬物乱用防止講話を通じて、大麻を始めとする薬物の危険性、有害性を啓発し、再非行防止を図る。【人身安全少年課】

- 適切な薬物相談対応や回復支援等の効果的な薬物再乱用防止対策を推進するため、関係機関及び関係団体と意見交換や情報共有を行う。【薬事課】

- 法に基づく麻薬中毒者の新たな届出があった際には、生活環境や生活態度等の改善を促し、社会復帰を支援するための観察指導を行う。【薬事課】

(2) 相談体制の充実強化

- 新規** ○ 薬剤師や登録販売者に対して、オーバードーズに苦しむ方への相談窓口の紹介等、ゲートキーパーとしての意識の向上を図る。【薬事課】

- 重点** ○ 学生との協働により、薬物乱用通報・相談窓口に係るポスター及び動画を作成し、学校やコンビニ等に配布するほか、駅等のデジタルサイネージを活用して動画を配信することで、薬物乱用通報・相談窓口の更なる周知を図る。【薬事課】

- 重点** ○ 依存相談、こころの電話相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等を通じて、薬物依存者やその家族に対し、専門相談員による面談、リカバリーミーティング等による支援を行う。

【県民生活課、障害福祉課、薬物銃器国際捜査課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

- 県のホームページ上のポータルサイトに、相談機関や専門病院等の活動内容を掲載し、薬物問題を抱える人に分かりやすい情報を提供する。【薬事課】

(3) 適切な医療保護対策の実施

- 精神保健福祉法に基づき、緊急に医療が必要な措置入院者を精神科病院の指定病院にて保護するほか、受診指導及び助言を行う。【障害福祉課】

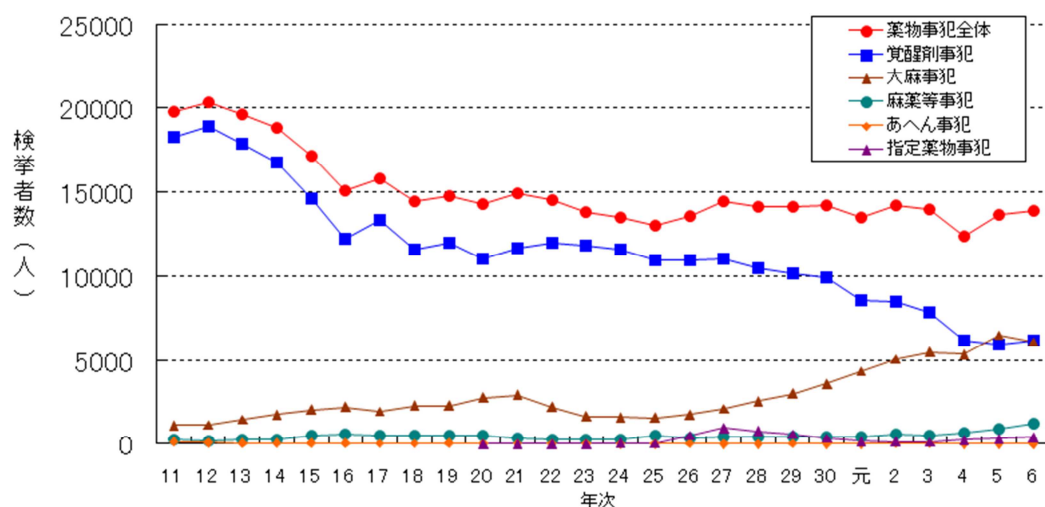
IV 参考（薬物情勢）

1 薬物乱用の状況

（1）全国の状況

令和6年の指定薬物（398人 前年比78人増）を除く薬物事犯の検挙者数は、13,462人で前年より132人増加した。覚醒剤事犯の検挙者数は、6,124人で前年より210人増加した。一方、大麻事犯の検挙者数は、6,078人で前年より404人減少した。

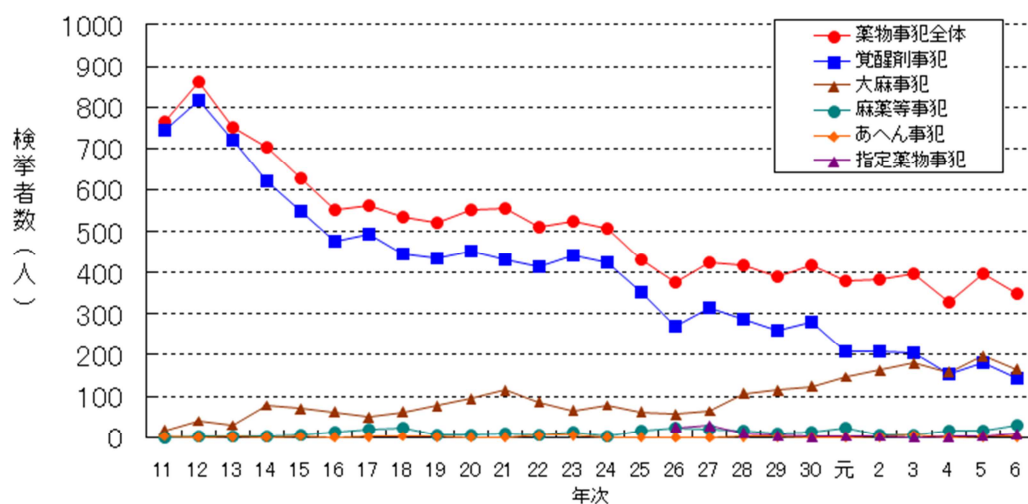
図1 薬物事犯検挙者数の年次推移（全国）



（2）静岡県の状況

令和6年の薬物事犯の検挙者数は、349人で前年より50人減少した。覚醒剤事犯の検挙者数は、144人と前年より36人減少し、大麻事犯の検挙者数も、165人と前年より32人減少した。

図2 薬物事犯検挙者数の年次推移（静岡県）



2 覚醒剤乱用の状況

(1) 全国の状況

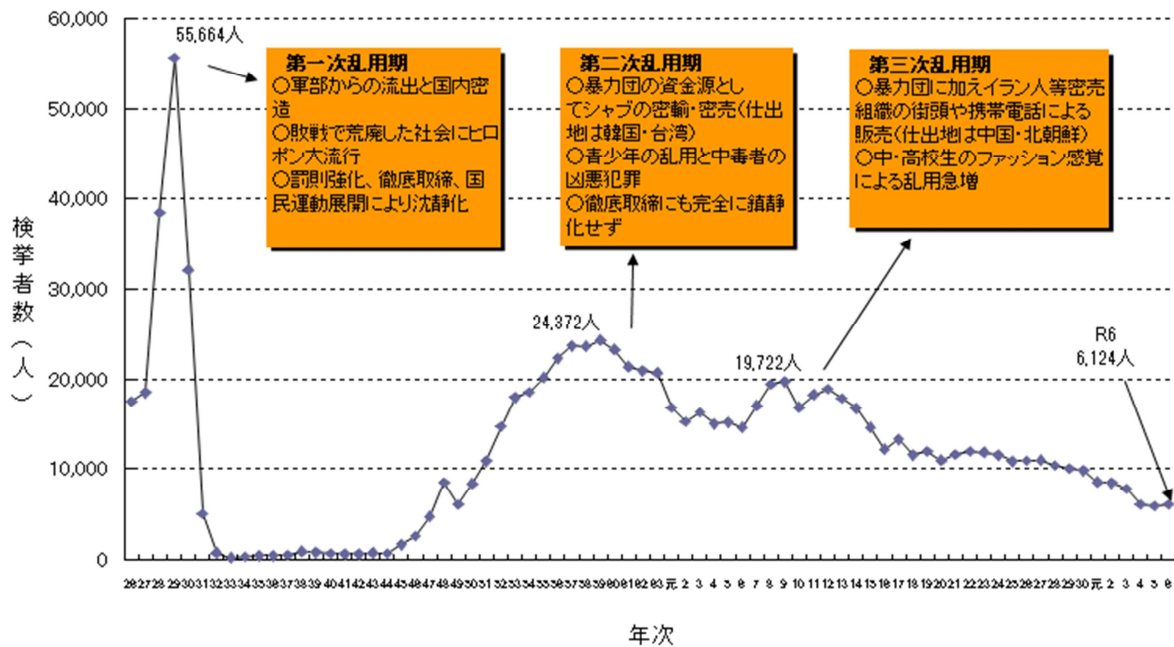
覚醒剤事犯による検挙者数は、戦後、昭和 29 年の 55,664 人をピークに減少したものの、昭和 45 年頃から再び増加し、昭和 59 年には 24,372 人を記録した。

平成に入り、検挙者数は 1 万 5 千～1 万 6 千人台で推移してきたが、平成 7 年以降、再度増加傾向を呈し、平成 9 年には 19,722 人を記録した。

平成 13 年以降の検挙者数は減少傾向を示し、令和 6 年は 6,124 人であった。

【以下の図及び表は、警察庁及び静岡県警察資料から作成】

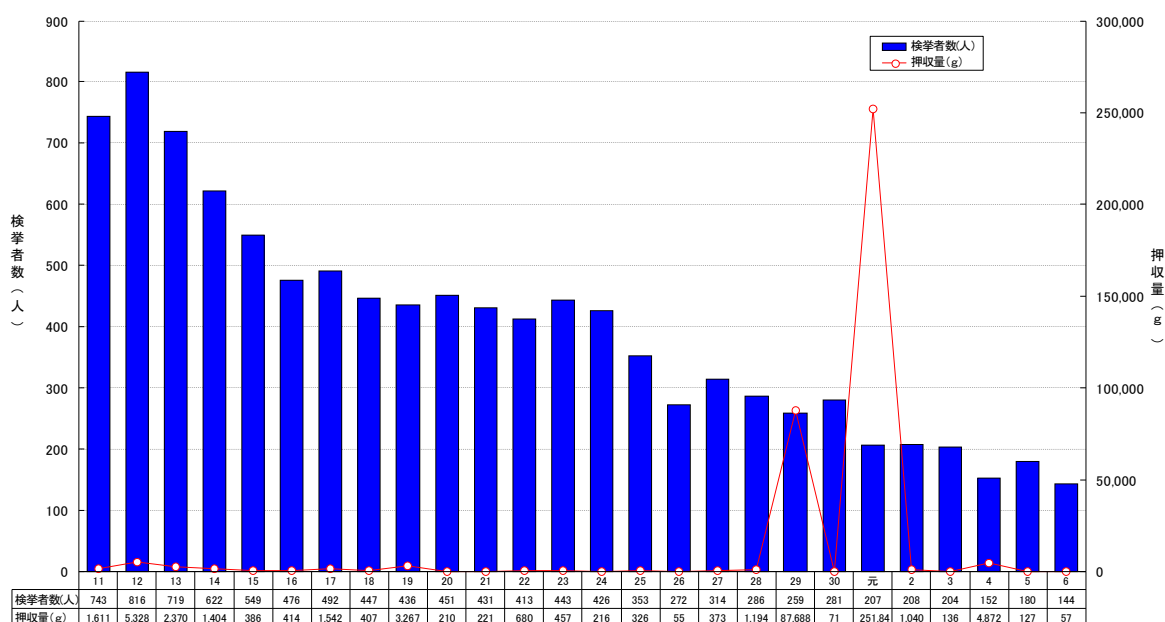
図 3 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（全国）



(2) 静岡県の状況

令和6年の覚醒剤事犯による検挙者数は、144人で前年と比較して36人減少した。

図4 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）



(3) 静岡県における少年（20歳未満の者）の状況

少年の覚醒剤事犯による検挙者数は、平成13年から減少傾向にあったが、平成22年以降は横ばいである。

図5 少年の覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）

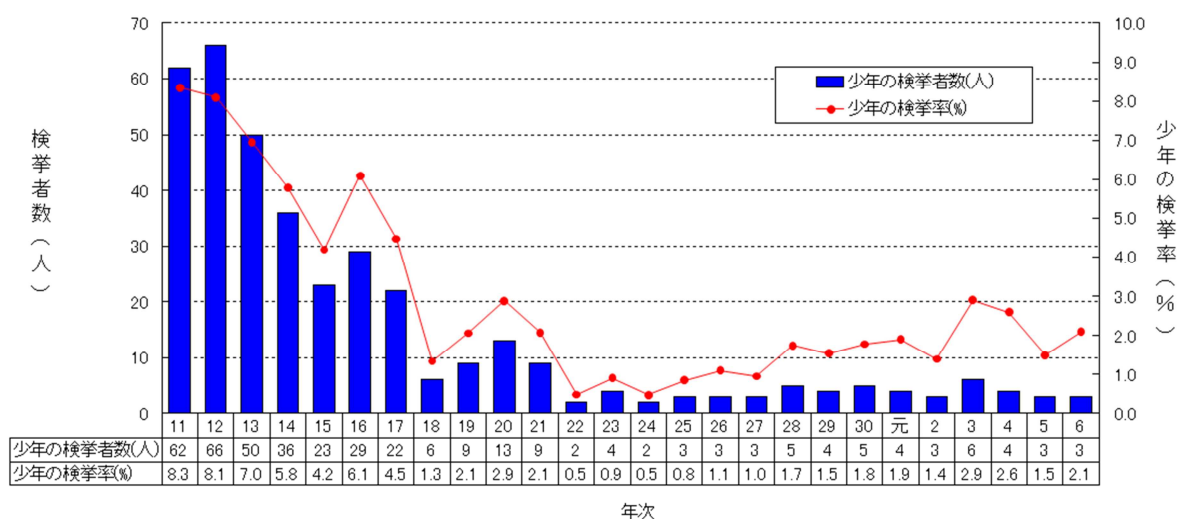


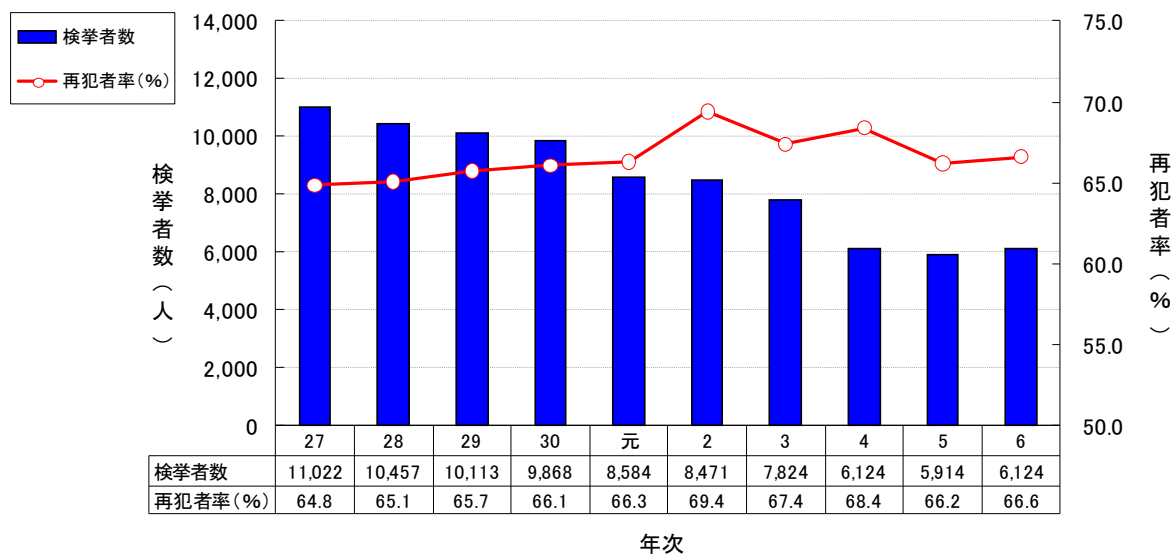
表 1 全国・静岡県における過去 5 年間の覚醒剤事犯検挙者数等の推移

年 次		2	3	4	5	6
全 国	総検挙者数(人)	8,471	7,824	6,124	5,914	6,124
	少年の検挙者数(人)	96	115	103	106	113
	(%)	(1.1)	(1.5)	(1.7)	(1.8)	(1.8)
	押 収 量(kg)	437.2	688.8	289.0	1342.9	1409.0
静 岡 県	総検挙者数(人)	208	204	152	180	144
	少年の検挙者数(人)	3	6	4	3	3
	(%)	(1.4)	(2.9)	(2.6)	(1.5)	(2.1)
	押 収 量(g)	1040	136	4872	127	57
検挙者数全国順位		10	10	10	10	—

(4) 全国における再犯者率の状況

令和6年における覚醒剤事犯の検挙者数のうち、再犯者率は66.6%であった。

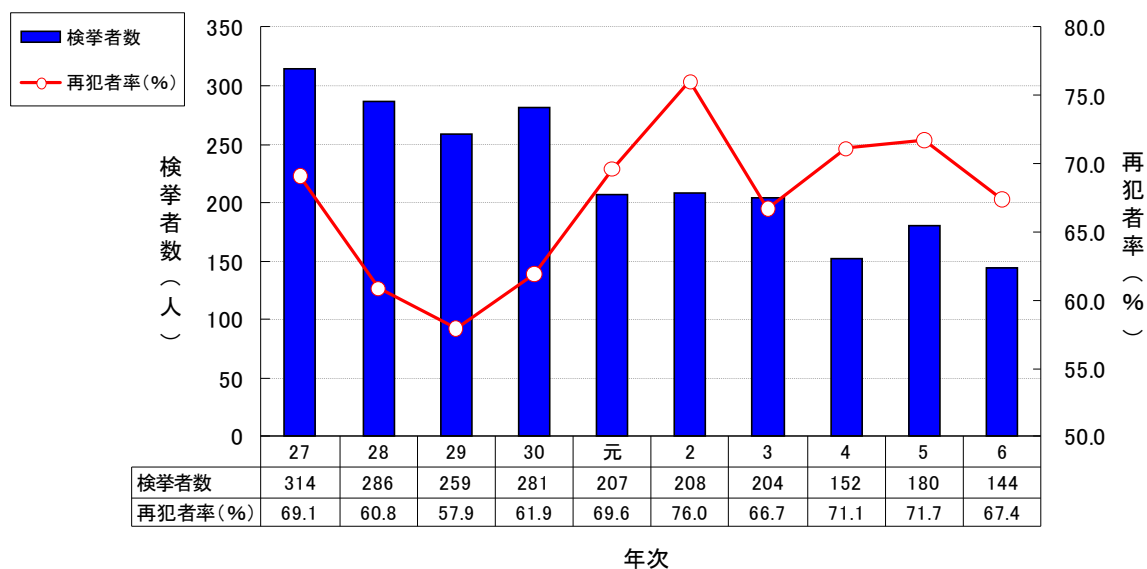
図6 覚醒剤事犯再犯者の年次推移（全国）



(5) 静岡県における再犯者率の状況

令和6年の覚醒剤事犯による検挙者数のうち、再犯者率は67.4%であった。
再犯者率は令和4年から増加傾向にあったが、令和6年は減少に転じた。

図7 覚醒剤事犯再犯者の年次推移（静岡県）



3 大麻乱用の状況

(1) 全国の状況

令和6年の大麻事犯による検挙者は6,078人で、過去最多の検挙者数となった令和5年から404人減少した。初犯者率が72.8%と、覚醒剤の33.4%を大きく上回っている。

青少年（30歳未満の者）の検挙者数は、平成29年以降上昇の一途であり、令和4年以降は3年連続で全体の7割を超えている。

図8 大麻事犯検挙者の年次推移（全国）

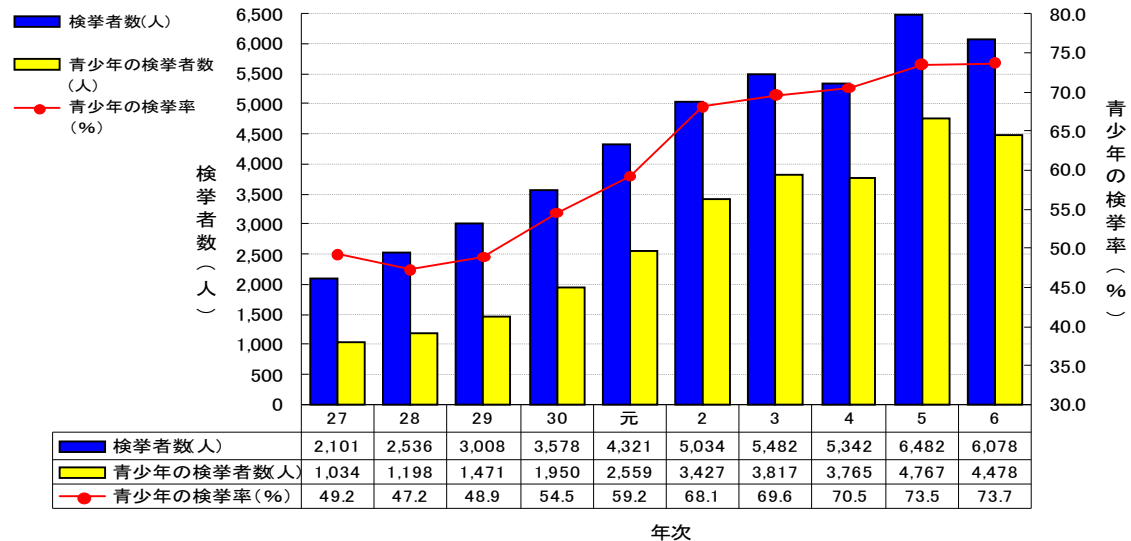


表2 大麻事犯年齢別検挙者数（全国）

(人)

年次		2	3	4	5	6
検挙者数		5,034	5,482	5,342	6,482	6,078
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満	887 (17.6%)	994 (18.1%)	912 (17.1%)	1,222 (18.9%)	1,128 (18.6%)
	20～29歳	2,540 (50.5%)	2,823 (51.5%)	2,853 (53.4%)	3,545 (54.7%)	3,350 (55.1%)
	30～39歳	1,015 (20.2%)	984 (17.9%)	931 (17.4%)	974 (15.0%)	861 (14.2%)
	40～49歳	459 (9.1%)	507 (9.2%)	462 (8.6%)	522 (8.1%)	512 (8.4%)
	50歳以上	133 (2.6%)	174 (3.2%)	184 (3.4%)	219 (3.4%)	227 (3.7%)
うち初犯者数 (構成比率)		3,974 (78.9%)	4,281 (78.1%)	4,054 (75.9%)	4,935 (76.1%)	4,425 (72.8%)

表3 大麻の種類別押収量の推移（全国）

年次	2	3	4	5	6
乾燥大麻(kg)	265.1	329.7	289.6	784.5	318.0
大麻樹脂(kg)	3.4	2.1	5.6	1.0	9.2
大麻草(本)	9,893	7,301	7,563	9,312	5,877
大麻濃縮物(kg)	—	22.2	74.0	35.7	67.6

—：統計データなし

(2) 静岡県の状況

令和6年の大麻事犯による検挙者数は165人で、過去最多の前年よりは32人減少した。全検挙者数のうち、青少年が占める割合は76.4%と、令和4年以降3年連続で上昇している。また、初犯者率については71.5%と前年と比較して減少したものの、依然として高い割合にある。

図9 大麻事犯検挙者の推移（静岡県）

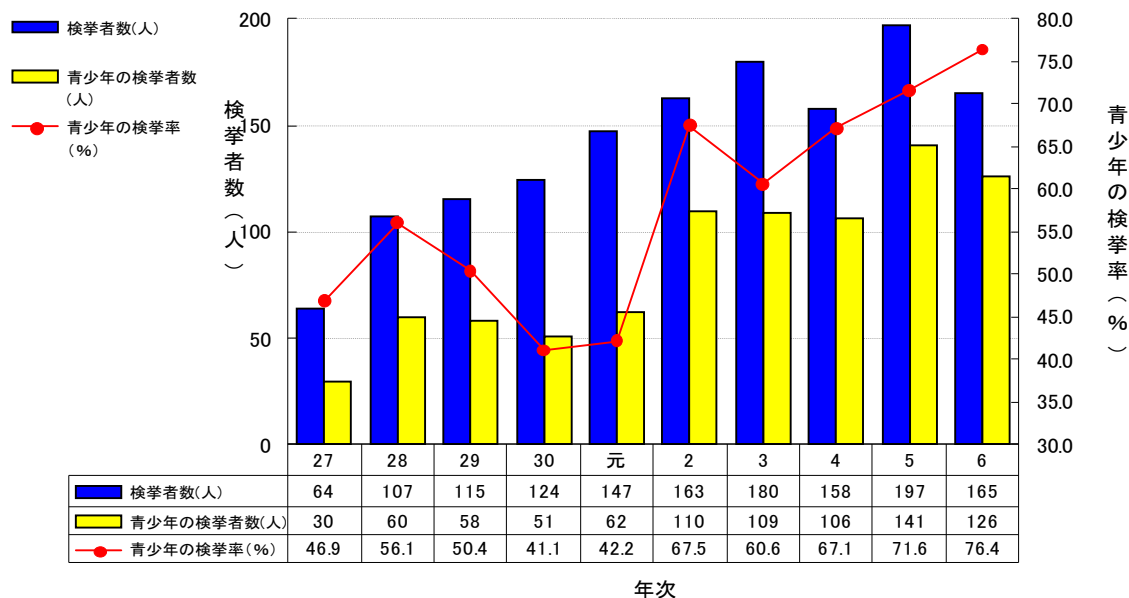


表4 大麻事犯年齢別検挙者数（静岡県）

(人)

年次		2	3	4	5	6
検挙者数		163	180	158	197	165
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満	25 (15.3%)	15 (8.3%)	16 (10.1%)	31 (15.7%)	25 (15.2%)
	20～29歳	85 (52.1%)	94 (52.2%)	90 (57.0%)	110 (55.8%)	101 (61.2%)
	30～39歳	34 (20.9%)	34 (18.9%)	33 (20.9%)	27 (13.7%)	15 (9.1%)
	40～49歳	15 (9.2%)	26 (14.4%)	13 (8.2%)	22 (11.2%)	16 (9.7%)
	50歳以上	4 (2.5%)	11 (6.1%)	6 (3.8%)	7 (3.6%)	8 (4.8%)
うち初犯者数 (構成比率)		135 (82.8%)	146 (81.1%)	103 (65.2%)	155 (78.7%)	118 (71.5%)

表5 大麻の種類別押収量の推移（静岡県）

年次	2	3	4	5	6
乾燥大麻(g)	11,050	6,245	3,655	5,638	8,348
大麻樹脂(g)	－	0.168	0	0	－
大麻草(本)	193	323	82	175	301
大麻濃縮物(g)	－	261.0	32.4	998.5	291.2

－：統計データなし

4 危険ドラッグ乱用の状況

(1) 全国の状況

危険ドラッグ事犯の検挙者数は平成 27 年のピーク以降減少傾向が続いていたが、令和 4 年に増加に転じ、令和 6 年は 657 人と前年より大幅に増加した。

表 6 全国における危険ドラッグ関連の検挙者数（人）

年次	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反	960	758	578	346	165	131	111	242	320	398
麻薬及び向精神薬取締法違反	148	126	56	48	17	19	34	37	104	259
交通関係法令違反	36	7	1	1	0	0	0	0	0	0
その他法令違反	52	29	16	1	0	0	0	0	0	0
合 計	1196	920	651	396	182	150	145	279	424	657

(2) 静岡県の状況

平成 28 年以降、大きな流行はないが、令和 3 年に 0 人であった検挙者数が令和 4 年は 1 人、令和 5 年は 4 人、令和 6 年は 8 人と増加の傾向がみられた。

また、危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者数は、平成 29 年以降 0 人であったが令和 5 年は 3 人、令和 6 年は 2 人となった。

表 7 県内での危険ドラッグ関連の検挙者数（人）

年次	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反	29	10	5	1	2	3	0	1	4	8
麻薬及び向精神薬取締法違反	12	2	5	3	9	0	0	0	0	0
交通関係法令違反	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他法令違反	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	68	12	10	4	11	3	0	1	4	8

表 8 県内での危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者及び死者数（人）

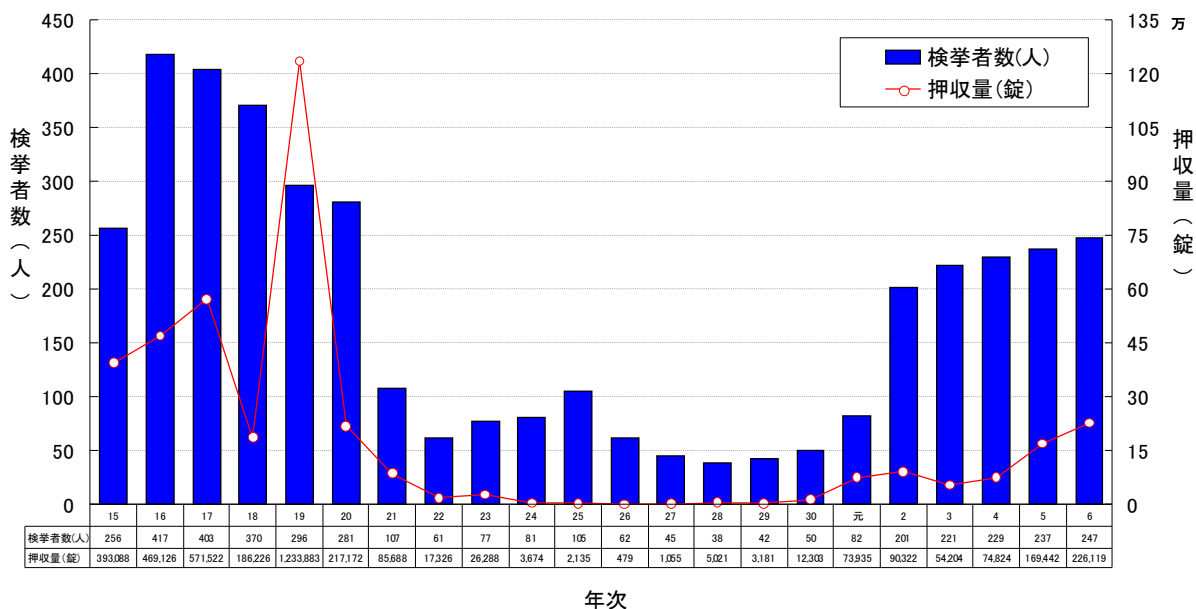
年次	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
救急搬送者数	3	1	0	0	0	0	0	0	3	2
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 MDMA※¹等錠剤型合成麻薬乱用の状況

(1) 全国の状況

令和6年のMDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者数は247人と前年より増加し、押収量は226,119錠と前年より大幅に増加した。

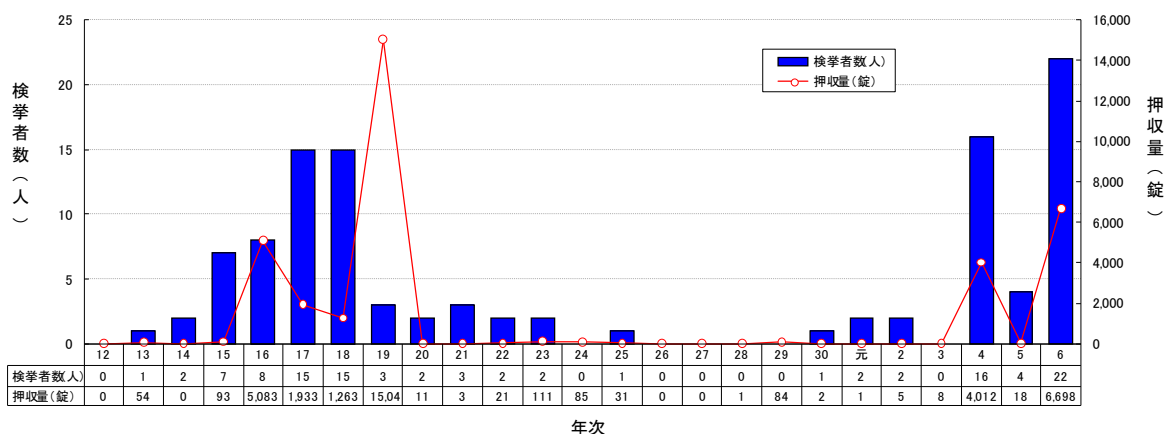
図10 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（全国）



(2) 静岡県の状況

MDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者は、平成19年から減少傾向を示していたが、令和4年に大幅に増加した。令和5年に減少したものの、令和6年は検挙者22人、押収量は6,698錠と大幅に増加した。

図11 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（静岡県）



※ 1…MDMA：メチレンジオキシメタンフェタミン

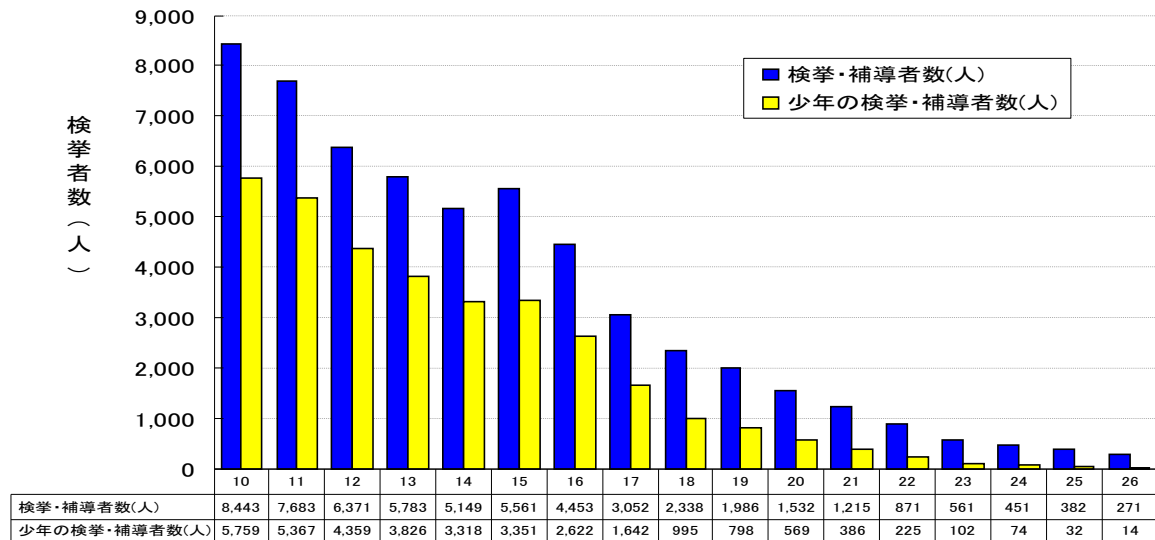
6 シンナー等有機溶剤乱用の状況

(1) 全国の状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は減少傾向にあり、平成 26 年は 271 人であった。少年についても同様の傾向で、平成 26 年は 14 人であった。

※平成 27 年以降、警察庁統計データなし

図 12 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移（全国）

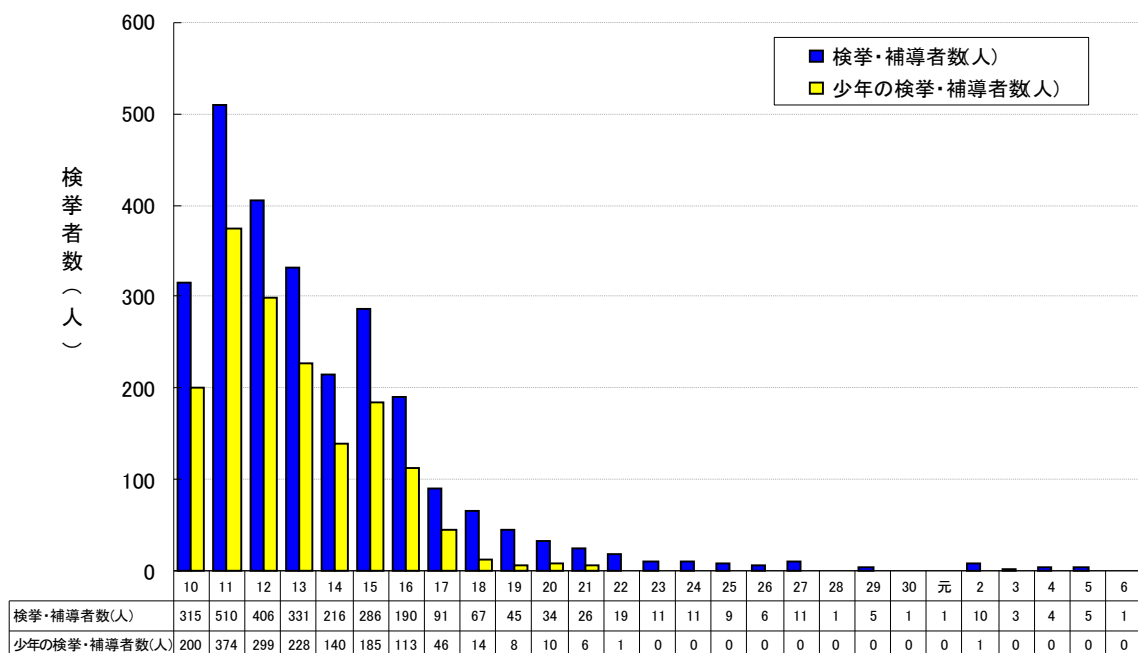


年次

(2) 静岡県の状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は、平成 11 年に一旦増加したが、その後は減少傾向にある。令和 6 年の検挙・補導者数は 1 人で、そのうち少年の検挙・補導者は 0 人であった。

図 13 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移（静岡県）



年次

7 静岡県における薬物相談の状況

近年では、SNS の普及等により、薬物を入手しやすい環境が形成されている。また、大麻、覚醒剤、麻薬以外にも危険ドラッグ、さらには向精神薬や市販薬等、乱用される薬物が多様化しており、各保健所での薬物相談窓口や精神保健福祉センターでの依存相談には、様々な相談が寄せられている。

(1) 薬物相談状況

平成 26 年 12 月 19 日には、薬事課に危険ドラッグに関する通報や相談を受ける専用窓口の「危険ドラッグ通報・相談窓口」を設置した。

平成 30 年 4 月 1 日からは昨今の薬物情勢を踏まえ、「薬物乱用通報・相談窓口」に名称を変更した。

(2) 相談の傾向

- ・身近な人物の薬物使用の疑い、向精神薬や市販薬の乱用の相談、どのように対応すればよいのかといった支援方法についての相談が多い。
- ・専門の医療機関やダルク*¹、家族会等の支援施設に関する問い合わせが多く、警察への通報や捜査を希望するケースもある。

表 9 相談件数

年 度	2	3	4	5	6
保健所及び薬事課	4	5	5	4	3
精神保健福祉センター	53	26	22	29	24
薬物乱用通報・相談窓口	12	16	6	16	14
合 計	69	47	33	49	41

* 1 …ダルク：薬物依存者自身で構成されるグループ。

Drug Addiction Rehabilitation Center の略（D A R C）で、自らの経験等話し、仲間と共有することにより、薬物乱用、依存からの回復を図る。

(3) 薬物相談に応じている主な機関の窓口

公 共 の 相 談 窓 口		電 話
県警ふれあい相談室	静岡県警察本部	054-254-9110
薬物乱用通報・相談窓口	静岡県健康福祉部薬事課内	054-221-3317
薬 物 相 談 窓 口	静岡県賀茂保健所	0558-24-2057
	静岡県熱海保健所	0557-82-9115
	静岡県東部保健所	055-920-2107
	同 修善寺支所	0558-72-2310
	静岡県御殿場保健所	0550-82-1223
	静岡県富士保健所	0545-65-2154
	静岡県中部保健所	054-644-9289
	同 榛原分庁舎	0548-22-1151
	静岡県西部保健所	0538-37-2247
	同 掛川支所	0537-22-3262
	同 浜名分庁舎	053-401-0155
	静岡市保健所	054-249-3158
	同 清水支所	054-354-2214
	浜松市保健所	053-453-6135
	同 浜北支所	053-585-1172
	静岡県健康福祉部薬事課	054-221-2413
依存相談	静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245 (予約)
麻薬覚醒剤等薬物相談電話	東海北陸厚生局麻薬取締部	052-961-7000
再乱用支援相談電話		052-951-6920

●最寄りの警察署又は静岡県薬物乱用防止指導員も相談に応じています。

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年8月 薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

・大麻乱用期への総合的な対策の強化 ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化 ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化 ・国際的な人の往来増加への対応強化 ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- | | | |
|--|--|--|
| <p>＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用防止教室の充実強化 ○研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上 | <p>＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施 ○諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資料への反映 | <p>＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の目に触れやすい広報媒体の活用 ○科学的知見に基づく情報の広報・啓発資料への反映による内容の充実 |
|--|--|--|

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- | | | |
|---|---|---|
| <p>＜関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進 ○大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進 | <p>＜治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実 ○治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実 | <p>＜大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進 ○支援方針の研究及び支援による効果検証の推進 |
|---|---|---|

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- | | | |
|--|--|---|
| <p>＜薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化 ○合同捜査・共同摘発の推進 | <p>＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化 ○大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り | <p>＜新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応 ○未規制物質等の迅速な指定の推進 |
|--|--|---|

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- | | | |
|--|--|--|
| <p>＜密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や事件等を通じた情報収集の推進 ○合同取締訓練実施による取締り体制の連携・能力向上 | <p>＜大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用 ○関係機関による捜査手法の共有及び連携強化 | <p>＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化 ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施 |
|--|--|--|

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- | | | |
|---|--|--|
| <p>＜各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化 ○国際機関等との情報共有体制の強化 | <p>＜我が国の薬物乱用政策の積極的な発信＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な理解獲得のための積極的な発信 ○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携 | <p>＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化 ○薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化 |
|---|--|--|

※項目は主なものを記載

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和6年7月 23 日
薬物乱用対策推進会議

[令和5年の薬物情勢]

- 薬物事犯の検挙人員（医薬品医療機器等法違反によるものを除く）は13,815人（+1,194人/+9.46%）と前年より増加した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は6,073人（-216人/-3.43%）と8年連続で減少し、5年連続で1万人を下回っている。また、大麻事犯の検挙人員については6,703人（+1,157人/+20.9%）と過去最高値を大幅に更新するとともに、初めて覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。
- 覚醒剤の押収量は1,601.6kg（+1,126.3kg/+237.0%）と前年より大幅に増加した。大麻の押収量のうち、乾燥大麻の押収量は850.0kg（+519.3kg/+157.0%）と前年より増加した。大麻リキッドに代表される大麻濃縮物の押収量は56.5kgであった。
一方、コカインの押収量は56.2kg（+13.4kg/+31.3%）、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量は169,743錠（+74,129錠/+77.5%）と前年より増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は472件（+124件/+35.6%）、検挙人員は563人（+120人/+27.1%）と2年連続で検挙件数、人員ともに増加した。
30歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯、大麻事犯ともに前年より増加し、大麻事犯全体に占める30歳未満の検挙人員の割合は72.9%（+3.7P）と過去最高を更新した。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は66.0%（-1.7P）と前年より減少した。
- 大麻事犯の初犯者率は76.4%であり、初犯者が占める割合が高い。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は444人（+132人/+42.3%）と前年より増加した。

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成・配布を行った。〔文科・警察・財務・法務・厚労〕
- 大麻の乱用拡大が進む若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、大学等や民間企業における薬物乱用防止講習を実施したほか、薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等の講師による学校等における薬物乱用防止教室の実施、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止読本の作成・配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの広報啓発資料・動画の掲載といった広報啓発活動を実施した。〔警察・文科・厚労〕
- 家庭及び社会における広報啓発として、各種運動、薬物乱用防止に関する講演、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・こども・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出したり、「運び屋」として利用されたりすることのないよう、法規制や有害性を訴えるポスター等の活用を図ったほか、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策地域支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進するとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門性の向上と地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯で検挙された者のうち、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対して、再乱用防止プログラムの実施を強化するとともに、パンフレットを配布して全国の子精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど相談窓口の周知を徹底した。〔厚労・警察〕
- 薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員への研修等の実施により、職員の専門性向上を図るとともに、関係機関が連携し、薬物処遇と社会復帰支援を一体的に実施した。〔法務・厚労〕
- 家族会を開催する民間支援団体等を支援するとともに、保健所、精神保健福祉センターにおいて民間支

援団体と連携して家族教室等を実施した。さらに、再非行に走る可能性のある少年やその保護者に対し、積極的に指導・助言等の支援活動を行った。〔法務・厚労・警察〕

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 各種捜査手法の効果的な活用に努め、薬物密売組織の中枢に位置する者に焦点を当てた取締りを推進し、令和5年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等2,809人を検挙した。〔警察・法務・財務・厚労・海保〕
- 令和5年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を54人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を199人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約4億292万円に上った。〔法務〕
- 危険ドラッグ等取扱業者に対する取締りを推進し、危険ドラッグの把握に努め、29物質を新たに指定薬物に指定した。〔厚労〕
- 迅速な鑑定体制を構築し、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を行うとともに、薬物分析手法にかかる研究・開発を推進し、会議等を通じ関係省庁間で情報を共有した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- ダークウェブ、暗号資産を利用した密輸・密売事犯に適切に対応するため、関係機関との情報共有体制や、サイバー捜査に特化した部門を強化し、サイバー空間を利用した薬物密売事犯に対し捜査を展開した。〔警察・厚労〕
- 近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用、大麻草由来成分の活用等の国際的な動向を踏まえ大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正を行い、大麻を麻薬として位置づけ、施用罪を適用する等の法整備を行った。〔厚労〕

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和5年中、水際において、約2,406kgの不正薬物の密輸入を阻止した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握するため、国連麻薬統制委員会（INCB）と情報交換を行うとともに、関係機関と連携し、麻薬等の原料物質取扱業者等に対し、管理及び流通状況等にかかる合同立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持込み防止のため、関係省庁のウェブサイト等での情報発信に加え、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔財務・警察・厚労・法務・外務・海保〕

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際捜査共助等を活用し、国際捜査協力を推進するとともに、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案等を摘発した。〔法務・警察・財務・厚労・海保・外務〕
- 第66会期国連麻薬委員会（CND）会期間・再開会期会合、第67会期CNDハイレベル会合・通常会合、アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLAP）及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）開催のSMART 犯罪科学プログラムに関する活動等に参加し、参加各国における薬物の乱用状況、乱用対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の立場や取組について情報共有を図った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

【当面の主な課題】

令和5年の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が6,703人となり、過去最多であった令和3年を大幅に更新し、大麻事犯の検挙人員に係る統計が確認できる昭和26年以降、初めて覚醒剤事犯の検挙人員を上回った。特に大麻事犯の検挙人員の7割以上が30歳未満の若年層であり、依然として大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあることから、我が国は引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える。大麻の乱用拡大を阻止すべく、令和5年12月に成立・公布となった改正法の施行も控える中、関係省庁と連携の上、予防啓発や取締りの強化などの対策を徹底していく必要がある。

また、地域社会の中において、薬物依存症者及びその家族が関係機関の支援を受けられるよう環境整備を推進していくことが求められており、薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るほか、関係機関が連携して、薬物依存症者への各施策を一体的に実施していくこととする。

危険ドラッグ事犯については増加傾向にある中、令和5年に入りTHC等に類似した化合物を含有する危険ドラッグを摂取したことによる健康被害が相次いで報告されたことを受け、関係機関が連携して調査を行い、危険ドラッグ販売店舗と健康被害情報等の実態を把握した。また、令和5年9月に危険ドラッグ対策会議を開催し、必要な対策の検討を行うとともに、関係機関との情報共有や、取締体制の強化を図った。さらに、危険ドラッグ販売店舗への立入検査、検査命令及び販売等停止命令を実施するなど関係機関と連携した取締りの強化を行うとともに、広域的に規制する必要があると認められた製品については、医薬品医療機器等法に基づき、全国的に販売等を禁止する旨を告示した。引き続き、これらの取締りを徹底していくとともに、包括指定を含めた指定薬物への迅速な指定を行い、乱用断絶に向けた取組を行っていく。

また、密輸入事犯の検挙人員は前年より増加し、水際での不正薬物全体の押収量は約2,406kgと、過去2番目に多かった。我が国で乱用されている規制薬物の大半は海外から密輸されたものと考えられており、密輸形態別に見ると、海上貨物及び航空貨物から複数の大口事犯が摘発され押収量が増加しているのみならず、航空旅客からの摘発が著しく増加している。新型コロナウイルス感染症拡大防止による水際措置の終了などにより、入国者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前まで戻りつつあることから、今後ますます航空旅客による密輸事犯の増加が懸念される。このため、関係機関が連携して、民間団体・事業者に対する広報協力の働きかけを行うとともに、引き続き、海外渡航者・訪日外国人への規制薬物持込み防止に関する広報・啓発活動を実施する必要がある。

さらに、近年、欧米諸国においてフェンタニルなどの合成オピオイド等の乱用が深刻な社会問題となっていることに対して、国を跨いだ新たな枠組みが創設されており、こうした枠組みを通じて、関係諸国と更なる連携を深めていくほか、引き続き国際機関等との情報共有や国際会議等への参加による情報収集を行うなど、より一層国際機関や各国機関との連携を強化していくこととする。

静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、麻薬、シンナー等薬物の乱用防止対策に関し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、静岡県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項について審議し推進を図るものとする。

- (1) 薬物乱用対策推進方針の策定に関すること。
- (2) 薬物乱用防止対策についての情報共有、相互連絡調整に関すること。
- (3) 薬物乱用防止についての啓発活動の推進に関すること。
- (4) 薬物事犯の取締りの強化に関すること。
- (5) 取扱い業者に対する監視指導に関すること。
- (6) 乱用者、中毒者の治療更生に関すること。
- (7) その他薬物乱用防止対策に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部の組織は次のとおりとする。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 1人
- (3) 本部員 若干名

2 本部長は副知事をもってあて、本部の業務を統括し本部を代表する。

3 副本部長は健康福祉部長をもってあて、本部長を補佐し本部長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

4 本部長、副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代行する。

5 本部員は、別表（1）に掲げる者をあてる。

(幹事)

第4条 本部に幹事若干名を置く。

2 幹事は別表（2）の右欄に掲げる者をあてる。

(会議)

第5条 会議は、本部員会及び幹事会とする。

2 本部員会及び幹事会は必要のつど本部長が招集し開催する。

3 本部員会の議長は、本部長とする。

4 会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月22日から施行する。
- 2 静岡県シンナー等乱用対策推進本部設置要綱は、廃止する。
- 3 静岡県覚醒剤乱用防止対策推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年5月21日から施行する。
この要綱は、平成22年12月28日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
この要綱は、平成26年6月6日から施行する。
この要綱は、平成27年5月27日から施行する。
この要綱は、平成28年5月27日から施行する。
この要綱は、平成29年5月26日から施行する。
この要綱は、令和元年5月24日から施行する。
この要綱は、令和2年6月8日から施行する。
この要綱は、令和4年5月27日から施行する。
この要綱は、令和5年4月14日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

静岡県薬物乱用対策推進本部員

職 名
企 画 部 長
総 務 部 長
く ら し ・ 環 境 部 長
経 済 産 業 部 長
教 育 監
警 察 本 部 刑 事 部 長
厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部長

静岡県薬物乱用対策推進本部幹事

所 属	職 名
企 画 部	総合教育課長
総 務 部	広聴広報課長
く ら し ・ 環 境 部	県民生活局県民生活課長
	県民生活局くらし交通安全課長
健 康 福 祉 部	福祉長寿局地域福祉課長
	こども若者局私学振興課長
	障害者支援局障害福祉課長
	生活衛生局薬事課長
経 済 産 業 部	就業支援局産業人材課長
	就業支援局職業能力開発課長
	農業局農業ビジネス課長
	水産・海洋局水産振興課長
教 育 委 員 会	健康体育課長
	社会教育課長
警 察 本 部	生活安全部人身安全少年課長
	刑事部組織犯罪対策局薬物銃器国際捜査課長
厚 生 労 働 省 東 海 北 陸 厚 生 局 麻 薬 取 締 部	捜査第二課長